# 平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号 特定個人情報保護評価に関する規則

報保護評価に関する規則を次のように定める。 基づき、並びに同法を実施するため、特定個人情 番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第行政手続における特定の個人を識別するための 二十七号)第二十七条第一項及び第二項の規定に

(特定個人情報保護評価の実施)

第一条 行政手続における特定の個人を識別する 単に「指針」という。)に基づいて実施するも基づき個人情報保護委員会が定める指針(以下 規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に 政令第百五十五号)第三十一条の規定及びこの 号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年 政手続における特定の個人を識別するための番 評価」という。)は、法第二十八条の規定、行人情報保護評価(以下単に「特定個人情報保護 という。) 第二十七条第一項に規定する特定個 ための番号の利用等に関する法律(以下「法」 (定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法に めるところによる。 に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 おいて使用する用語の例によるほか、次の各号

主な措置の実施状況を評価した結果を記載 までに掲げる事項及び特定個人情報ファイル より、法第二十八条第一項第一号から第四号 長等」という。)が、指針で定めるところに し、又は記録した書面又は電磁的記録をい に記録された特定個人情報を保護するための する行政機関の長等(以下単に「行政機関の 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定

第一号から第六号までに掲げる事項及び特定で定めるところにより、法第二十八条第一項 重点項目評価書 行政機関の長等が、指針 磁的記録をいう。 した結果を記載し、又は記録した書面又は電利益を害する可能性のある要因の概要を評価 個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利

三 地方公共団体等 行政機関の長等のうち 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を

面等の提出) (特定個人情報保護評価の計画等を記載した書

第三条 行政機関の長等は、法及びこの規則の規 定に基づき、基礎項目評価書、重点項目評価書

> 録した書面又は電磁的記録を併せて提出するも 計画その他指針で定める事項を記載し、又は記 機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の 又は法第二十八条第一項に規定する評価書を個 のとする。 人情報保護委員会に提出するときは、当該行政

会規則で定める特定個人情報ファイルは、 掲げるものとする。 (法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル) 法第二十八条第一項の個人情報保護委員

を記録するもののうち、当該行政機関等以外 生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項 若しくは遺族に係る個人情報保護法第十六条職にあった者若しくはこれらの者の被扶養者 ファイル の者が保有するものに該当する特定個人情報 あって、専らその人事、給与若しくは福利厚 第一項に規定する個人情報データベース等で 外の者の役員若しくは職員若しくはこれらの て同じ。) が保有するもの又は行政機関等以 行政機関等をいう。以下本号及び次号におい って行政機関等(法第二条第四項に規定する 十条第三項に規定する個人情報ファイルであ 律施行令(平成十五年政令第五百七号)第二 項第三号若しくは個人情報の保護に関する法 法律第五十七号。以下本号及び次号において 「個人情報保護法」という。)第七十四条第二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年

が保有するもの又は個人情報保護法第十六条定する個人情報ファイルであって行政機関等 ものに該当する特定個人情報ファイル 第一項第二号に規定する個人情報データベー ス等であって行政機関等以外の者が保有する 行政機関の長等が特定個人情報ファイル 個人情報保護法第六十条第二項第二号に規

本人の数の総数が千人未満である場合におけ る全ての特定個人情報ファイルに記録される いて同じ。)を取り扱う事務において保有す ずれかに該当するものを除く。以下本号にお (第一号、前号又は次号から第七号までのい 当該特定個人情報ファイル

五. であった者又はその被扶養者の医療保険に関 険組合の保有する被保険者若しくは被保険者 する事項を記録する特定個人情報ファイル 十一条第一項の規定により設立された健康保 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第

連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職

会又は地方公務員災害補償基金の保有する組第二十三条第一項第三号に規定する存続共済 る法律(平成二十三年法律第五十六号)附則金、地方公務員等共済組合法の一部を改正す 養者の共済に関する事項を記録する特定個人 第二項に規定する存続組合、同法附則第四十 情報ファイル 合員若しくは組合員であった者又はその被扶 八条第一項の規定により指定された指定基 (平成八年法律第八十二号) 附則第三十二条 会、厚生年金保険法等の一部を改正する法律 員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合

供者の保有する特定個人情報ファイルであっ十九条第九号に規定する条例事務関係情報提 立行政法人を除く。)の保有する特定個人情公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独 の保有する特定個人情報ファイルに記録され 規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者 当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会 第二の第四欄に掲げる特定個人情報であって を用いる事務において保有するもの(法別表 録するものに限る。)以外のもの並びに法第 別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報を記 番号を用いる事務において保有するもの(法 報ファイルであって、当該情報提供者が個人 有するもの以外のもの及び法第十九条第八号 法別表第二の第二欄に掲げる事務において保 の保有する特定個人情報ファイルであって、 行政法人等及び地方独立行政法人を除く。) に規定する情報提供者(行政機関の長、地方 て、当該条例事務関係情報提供者が個人番号 (行政機関の長、地方公共団体の機関、 法第十九条第八号に規定する情報照会者

特定個人情報ファイル 会計検査院が検査上の必要により保有する

係る特定個人情報ファイル 当するときにおける、当該基礎項目評価書に ファイルを取り扱う事務が次のいずれかに該 る基礎項目評価書の公表を行った場合であっ て、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報 行政機関の長等が、次条第二項の規定によ

保有する全ての特定個人情報ファイルに記 るものを除く。以下本号、次条及び第六条 において同じ。)を取り扱う事務において (第一号から前号までのいずれかに該当す 行政機関の長等が特定個人情報ファイル

たものに限る。)をいう。)以外のもの

2

録される本人の数の総数が千人以上一万人 未満であるとき

を除く。) 情報に関する重大事故の発生を知ったとき とき又は当該行政機関の長等が過去一年以 で定めるものに限る。以下「特定個人情報 えいその他の事故(重大なものとして指針 定個人情報ファイルに記録される本人の数 を取り扱う事務において保有する全ての 内に当該行政機関の長等における特定個人 百人未満であるとき(当該行政機関の長等 であって、当該事務に従事する者の数が五 の総数が一万人以上十万人未満である場合 に関する重大事故」という。)が発生した において過去一年以内に特定個人情報の漏 行政機関の長等が特定個人情報ファイル

う事務について次条第二項の規定による基礎 特定個人情報ファイル 該重点項目評価書及び基礎項目評価書に係る 項目評価書の公表を行った場合における、当 評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱 よる重点項目評価書の公表及び当該重点項 地方公共団体等が、第七条第六項の規定に 行政機関の長等が、第六条第三項の規定に

項目評価書に係る特定個人情報ファイル 条第二項の規定による基礎項目評価書の公表 個人情報ファイルを取り扱う事務について次 を行った場合における、当該評価書及び基礎 よる評価書の公表及び当該評価書に係る特定

(基礎項目評価)

第五条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイ 同様とする。 定により重要な変更を加えようとするときも、 該特定個人情報ファイルについて、次条第一 個人情報保護委員会に提出するものとする。当 報ファイルを保有する前に、基礎項目評価書を ルを保有しようとするときは、当該特定個人情 項、第七条第一項及び法第二十八条第一項の規

(重点項目評価) おいては、第十条第一項の規定を準用する。 項目評価書を公表するものとする。この場合に 目評価書を提出したときは、速やかに当該基礎 行政機関の長等は、前項の規定により基礎項

第六条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイ 個人情報ファイルを取り扱う事務が次の各号の ルを保有しようとする場合であって、 いずれかに該当するときは、 当該特定個人情報 当該特定

一 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個取り扱う事務に従事する者の数が五百人以上であるとき又は当該行政機関の長等において、当該事務に従事する者の数が五百人以上であるとき又は当該行政機関の長等においてあるとき又は当該行政機関の長等においてが発生したとき若しくは当該行政機関の長等が過去一年以内に判する重大事故が発生したとき若しくは当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等が特定個人情報に関する重大事故の発生を

一 行政機関の長等が特定個人情報ファイルをときを除く。)。

# (地方公共団体等による評価)

においては、第十条第一項及び第二項の規定を点項目評価書を公表するものとする。この場合

に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公して、法第二十八条第一項に規定する評価書を公し、(第四条第一号から第九号までのいずれかにない、(第四条第一号から第九号までのいずれかになり、第四条第一号がら第九号までのいずれかになり、第二条の地方公共団体等は、特定個人情報ファイ 第二第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイ 第二

るときも、同様とする。第十一条に規定する重要な変更を加えようとすまする。当該特定個人情報ファイルについて、よく住民その他の者の意見を求めるもの

 第十四条第三項の規定により準用する同条第 二項の規定により地方公共団体等が公表した基 等四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一 等四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一 等四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一 の規定により準用する同条第一項の規定により では前においては、第四条第八号イ若しくは 口又は前条第一項第一号若しくは 立ていた場合に限る。)は、地方公共団体等が な修正前においては、第四条第八号イ若しくは 口又は前条第一項第一 第四条第二十八条第一項に規定する評価書を公示 していた場合に限る。)は、地方公共団体等が公表した基 は、立ては前条第一項の規定により準用する同条第 に、広く住民その他の者の意見を求めるものと する。

第一項前段及び第二項の場合において、地方 を表示の表表のの 関を十分考慮した上で当該評価書に必要な見 しを行った後に、当該評価書に記載された特定 個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報 の保護に関する学識経験のある者を含む者で構 成される合議制の機関、当該地方公共団体等の 成される合議制の機関、当該地方公共団体等の 職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経 験のある者その他指針に照らして適当と認めら 和る者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報 要な変更を加えようとするときも、同様とす 要な変更を加えようとするときも、同様とす の場合において、地方

に提出するものとする。聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会地方公共団体等は、前項の規定により意見を

二項の規定を準用する。二項の規定を準用する。まの場合においては、第十条第一項及び第は、速やかに当該評価書を公表するものとす十八条第一項に規定する評価書を提出したとき十近条第一項に規定する評価書を提出したときまり、第二の規定により法第二

(公示の方法)

# (行政機関の長等による評価)

ファイル(当該特定個人情報ファイルが、第十が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報条第二項の規定により行政機関の長等(地方公第八条 第十四条第三項の規定により準用する同

四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定を準用する。 第十条第一項及び第二項の規定による修正前においては、第四条第四項に規定する全額のとする。 第二項前段及び第三項に規定する手続を経て、行政機関の長等は、法第二十八条第一項第一号若に該当していた場合に限る。)が、第四条第二項前段及び第三項に規定する手続を経て、第四条第三項の規定により準用する。

第九条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うに当たってにより取り扱われるものであるときは、当該評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり心要な事項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による評価書の公示を行うに当たっては、指針で定めるところにより、当該評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の規定による基礎項目評価書の提出、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当ために使用する第一項の規定による重点項目評価書の公示を行う第七条第一項の規定による重点項目評価書の公示を行う第七条第一項の規定による事務の実施に当ために当該事務を実施する体制をの規定による評価書の公示を行う第七条第一項の規定による評価書の公示を行う第七条第一項の規定による評価書の公示を行う第七条第一項の規定による評価書の公示を行う第七条第一項の規定による評価書の公示を行うに対している。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを 第1、当該特定個人情報ファイルに重要な 変更を加える必要がある場合は、行政機関の長 等は、当該特定個人情報ファイルに重要な 変更を加える必要がある場合は、行政機関の長 な評価書の公示を行うものとする。第五条第 一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六 人育報ファイルに重要な 変更を加える必要がある場合は、行政機関の長 で第七条第一項の規定による事価本のとする。 が第七条第一項の規定による事価本のとする。 で第七条第一項の規定による事価本のとする。 が第七条第一項の規定による事価本の公示を行 が第七条第一項の規定による事価本のとする。

第九条の二 法第二十八条第一項(第八条の規定を分とする。

(公示の特例)

に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係第十条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項

一項及び第二項 と認めるときは、評価書に記載する事項の一部で与しています。 一項表別第一項第一号若 一号若しくは第 くは維持のために保有する特定個人情報の 第一項第一号若 の全部又は一部を公示しないことができる。 第一項第一号若 の全部又は一部を公示しないことができる。 第一項第一号若 の全部又は一部を公示しないことができる。 第一項第一号若 の全部又は一部を公示しないことができる。 を取り扱う事務に係るものであるときは、そ 第四条第八号イ 定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若し を取り扱う事務に係るものであるときは、そ 第四条第一項の る評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規

更として指針で定めるものとする。
第十一条 法第二十八条第一項及び第二項の個人
第十一条 法第二十八条第一項及び第二項の個人

を公示しないことができる。

(重要な変更)

#### (記載事項)

第十二条 はである要因とする。 な可能性のある要因とする。 第十二条 法第二十八条第一項第七号の個人情報

(評価書の公表)

第十三条 法第二十八条第四項の規定による評価

(評価書の修正)

第十四条 行政機関の長等は、少なくとも一年ごとに、法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をし、行政機関の長等が重大事故を発生させた場合で、法第二十八条第一項に規定する重要な変更に該当する場合を除く。)は、速やかに当該評価書を修正し、個人情報保護委員会に提出するものとする。

及び第二項の規定を準用する。 のとする。この場合においては、第十条第一項のとする。この場合においては、第十条第一項のとする。

定による公表をした重点項目評価書及び第七条公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規 前二項の規定は、第五条第二項の規定による

第六項の規定による公表をした評価書に準用す

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるとこ のとする。 特定個人情報保護評価を実施するよう努めるも 二十八条第一項に規定する評価書に係る特定個 経過するごとに、それぞれの規定による公表を 条の規定による公表をした日)から一定期間を 日(第八条の規定による公表をした場合は、同 は法第二十八条第四項の規定による公表をした 日、第七条第六項の規定による公表をした日又 た日、第六条第三項の規定による公表をした ろにより、第五条第二項の規定による公表をし した基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第 

(事務の実施をやめた旨の通知)

定による公表をした基礎項目評価書、第六条第第十六条 行政機関の長等は、第五条第二項の規 会に対しその旨を通知するものとする。 をやめたときは、遅滞なく、個人情報保護委員 る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施 評価書(第八条の規定による公表をした場合 び法第二十八条第四項の規定による公表をした 第七条第六項の規定による公表をした評価書及 三項の規定による公表をした重点項目評価書、 同条の規定による公表をした評価書)に係

定の施行の日から施行する。 この規則は、法附則第一条第三号に掲げる規

## 人情報保護委員会規則第四号) 則 (平成二七年一二月二二日特定個

る。

法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の番号の利用等に関する法律の一部を改正する び行政手続における特定の個人を識別するため (平成二十八年一月一日) から施行する。 この規則は、個人情報の保護に関する法律及

る。

## 保護委員会規則第三号) (平成二九年四月二七日個人情報

法律の施行の日(平成二十九年五月三十日)かの番号の利用等に関する法律の一部を改正する び行政手続における特定の個人を識別するためこの規則は、個人情報の保護に関する法律及 ら施行する

## 保護委員会規則第二号)附 則 (平成三〇年五 (平成三〇年五月二一日個人情報

(施行期日)

第一条 この規則は、 施行する。 平成三十一年 一月一日 から

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に改正前の特定個 正 という。)第五条第二項又は旧規則第十四条第 旧規則第十四条第三項の規定により準用する同 日から起算して六月を経過する日までの間は、 条第一項及び第二項の規定にかかわらず、修 る改正に伴う変更について、この規則の施行の 三項の規定により準用する同条第二項の規定に する基礎項目評価書については、この規則によ より公表されている旧規則第二条第一号に規定 人情報保護評価に関する規則 提出及び公表することを要しない。 ( 以 下 「旧規則

### 護委員会規則第三号) 則 (令和三年八月二五日個人情報保

附

る法律の施行の日(令和三年九月一日)から施 社会の形成を図るための関係法律の整備に関す 行する。 この規則は、デジタル庁設置法及びデジタル

### 護委員会規則第三号) 則 (令和四年三月三一日個人情報保

の施行の日から施行する。 の関係法律の整備に関する法律第五十条の規定 この規則は、デジタル社会の形成を図るため

## 護委員会規則第二号) 則 (令和五年三月二九日個人情報保

の関係法律の整備に関する法律第五十一条の規 定の施行の日(令和五年四月一日)から施行す この規則は、デジタル社会の形成を図るため

## 護委員会規則第一号)附 則 (令和六年三 (令和六年三月二二日個人情報保

この規則は、令和六年四月一日から施行す